五　「特定規模生産者」とは、主として、生産販売事業のみを行う者であって、その事業の用に供する米穀の数量が特定規模（法第九条第一項に規定する特定規模をいう。以下この条において同じ。）以上であるものをいう。

六　「特定規模出荷販売事業者」とは、生産販売事業、集荷事業、卸売事業又は第一種小売事業を行う者であって、その事業の用に供する米穀の数量が特定規模以上であるもの（特定規模生産者を除く。）をいう。

七　「第一種特定規模出荷販売事業者」とは、特定規模出荷販売事業者であって次に掲げるものをいい、「第二種特定規模出荷販売事業者」とは、第一種特定規模出荷販売事業者以外の特定規模出荷販売事業者をいう。

イ　集荷事業を行う者にあっては、一年間（七月一日から翌年六月三十日までの間をいう。以下この号において同じ。）の米穀の出荷予定数量及び販売予定数量の合計数量又は当該一年間の前一年間の米穀の出荷数量及び販売数量の合計数量のいずれか大きい数量（ロにおいて「基準数量」という。）が五千トン以上のもの

ロ　卸売事業又は第一種小売事業を行う者にあっては、基準数量が五万トン以上のもの

八　「特定規模小売事業者」とは、第二種小売事業を行う者であって、その事業の用に供する米穀の数量が特定規模以上であるものをいう。

2　法第十一条第一項の農林水産省令で定める期間は、毎年七月一日から翌年六月三十日までの一年間とする。　（新設）

3　法第十一条第一項に規定する農林水産省令で定める事項は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる事項とし、同項に規定する農林水産省令で定める時期は、同表上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる時期とする。　（新設）

特定規模生産者		
	一　米穀の生産量 二　米穀の買入数量 三　米穀の出荷又は販売の相手方の業種 四　米穀の買入れの相手方の業種 五　米穀の無償譲渡数量、自家消費数量その他の米穀の使用状況に関する事項	一月及び七月
第一種特定規模出荷販売事業者		
	一　米穀の買入数量 二　米穀の出荷又は販売の相手方の業種 三　米穀の買入れの相手方の業種 四　とう精数量 五　米穀の出荷又は販売及び買入れの価格その他の米穀の取引に関する事項	毎月